

第5期嬉野市農業委員会
第16回定例総会議事録

令和元年11月5日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会第16回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第6号		非農地証明願について		
	1	久間藤原 資材置場	R1.11.5	決 定
報告第1号		農地等形状変更届けについて		
	1	大草野多々良 田を畑に転換	R1.11.5	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田谷 賃借権	R1.11.5	承 認
	2	久間城山 賃借権	R1.11.5	承 認
	3	大草野石丸田 他1筆 賃借権	R1.11.5	承 認
	4	大草野臼ノ塔 他1筆 賃借権	R1.11.5	承 認
	5	真崎大牟田西 賃借権	R1.11.5	承 認
	6	大草野小深 他1筆 賃借権	R1.11.5	承 認
	7	大草野小深 他2筆 賃借権	R1.11.5	承 認
	8	大草野蓮田 他2筆 使用貸借権	R1.11.5	承 認
	9	谷所二本柳 他1筆 使用貸借権	R1.11.5	承 認
	10	谷所一本松、他3筆 賃借権	R1.11.5	承 認
	11	谷所一本松、他3筆 賃借権	R1.11.5	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～9	五町田谷 他14筆 使用貸借権・賃借権	R1.11.5	承 認
	嬉1～2	下野四本松 他4筆 賃借権	R1.11.5	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	久間丹生野 贈与	R1.11.5	許 可

	2	下野二本松 売買	R1.11.5	許 可
	3	岩屋川内一ノ坂 売買	R1.11.5	許 可
	4	大草野小深 他7筆 売買	R1.11.5	許 可
	5	谷所二本柳 他5筆 贈与	R1.11.5	許 可
議案第4号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間藤原 太陽光発電設備設置	R1.11.5	許 可
	2	久間藤原 太陽光発電設備設置	R1.11.5	許 可
	3	久間藤原 他1筆 太陽光発電設備設置	R1.11.5	許 可
	4	久間藤原 太陽光発電設備設置	R1.11.5	許 可
	5	久間一本松 駐車場	R1.11.5	許 可
	6	下野二本松 住宅型有料老人ホーム	R1.11.5	許 可
	7	下宿第七区画整理 一般住宅	R1.11.5	許 可
	8	岩屋川内三丁 太陽光発電設備設置	R1.11.5	許 可
議案第5号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	五町田一本松 他20筆 建売分譲住宅区画数の変更	R1.11.5	許 可

第5期嬉野市農業委員会第16回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 元年11月 5日
- 2 招集場所 嬉野市役所塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 11月5日 午後1時30分 議長 池田 博幸
及び宣告 閉会 11月5日 午後3時21分 議長 池田 博幸
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	欠		7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出	議長	8	峰 正己	出	議事録署名
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出	事前審査班長	10	杉崎 順憲	出	議事録署名
4	西田 昭義	出	憲章朗読	11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出					

(職員等)

事務局長	福田 正文	次 長	井上 章
主 事	永田 良子	農業政策課主任	納富 作男

、本日の総会に際しましては、議案第6号、議案書で申しますと48ページ以降の非農地証明願についてにつきましては、申請者にお見え頂いてご自身の口から事情等の説明をして頂くことにしておりますので、申し訳ございませんが議案の順番を繰り上げまして、議案第6号非農地証明願についてからご審議を御願いしたいと思っております。宜しく申し上げます。

議 長

議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書48ページ、整理番号1番です。

申請者は 堤ノ上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 藤原 ○○○番、地目は田（現況：雑種地）、

面積は1,075㎡、用途目的は建設用資材置場用地。

事由は、平成元年7月頃に転用申請すべきであったところを、認識不足により転用許可を得ずに建設用資材置場として使用。無許可転用後約30年が経過しており、登記地目を変更したいということです。

東西は田、 南は道路、 北は畑・山林です。

始末書が提出されている案件です。

図面は49ページと50ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

今、事務局が説明してもらいましたようなことで、農地ではありますけども、植松さんが本業の資材置場というふうなことで永年使用してもらっていらっしゃったけれども、こういうふうな申請をされました。近隣に対しまして迷惑にはならないというふうな所でございます、農業者に対しては被害がないということで判断をいたしております。以上です。

議 長

森班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

はい、一般の方どうもお疲れ様でした。今、説明が事務局と原田農業委員の方から説明があったとおりでございます。しかしながら、この現場を観ますと、30年を経過しとると。それまでの間に、この申請書類を提出申請を出来たんじゃないか。というようなことですね、本人の説明を過去30年間の説明をしてもらわんと、なぜこういうふうな形で長くなったかというそのへんのところをですね説明をしていただきたいというところと、始末書だけではどうしてもこれは認められないということの結論に達しましたので、今日来ていただいております。以上です。

議 長

それでは、本人さんが○○さんがお見えですので、そのへんの事情のご説明を宜しく申し上げます。

本人(植松)

みなさん こんにちは。今日はありがとうございます。実は、あのう田んぼを当初購入いたしまして、あの土地がですね光武ですかね。ふけたで、ヒルがおって、水が溜まって、麦も植えられんと、いうことで一番最初私も百姓を5反ばかり持ってますので、そしたら

圃場整備しようと思ってですね、当初は、そういう感じで土を30cmほど入れかけたのですよ。そして、土を入れて、3枚ほど田んぼがありました。3枚ほどあってずっと段がついたものですから、土を入れて面積を一面になそうと思って一面に土を入れて数年経ったと思います。それでもあの水が上がってきてだぼだぼするものですから、それで、これは田んぼに難しかかなあと思ってですね、もう、自分が買って自分のものと思って申告関係もまったく頭になかったです。ただ、田んぼにするだけということで、経過がずっと過ぎまして、後はそしたらもうあんまり奥の方に道路にいかれんねということで、少しづつバラスを入れたとですよ。採石を入れてから、採石を入れたらなんとかなるなあと思いながらなんとかしてましたけれども、途中でですね、石垣をなんとかする13~14年してからですね、〇〇さんに石垣を上げるけんがということで、見積もりをしてもらいました。見積もりをしたとはよかったですけどもあんまり高こうかかったものですから、中断してそのままの状態です。じょうけんに至って、それがずっとそのまま状態になりまして、それが、今回、〇〇さんが生コンをですね、山に造られたものですから、生コンがですね、植松さんあまったよ少しだけ。生コン車が、生コンが余るわけですよ。そいぎもろうてくれんですか、そいぎよかねて、ちょこんちょこん0.3ぐらい余ったとば、手前からずっと入れたとですよ。そいけん、そいがなあも私としては、そいから書類を書いてどうのこうのということはなく、自分が便利かもんやけんですから、そのままの状態でもみなさんも他の近所の人も苦情はなかったしですね。自分が、土地であるしと思うて、そのへんが浅かったとですよ。で、今の現状になったとですよ。そいで、ずうと生コンをちょこちょこもらいながら、あっち打ち、こっち打ちしながらですね、今の状況になりました。そういう現状なんです。はい。それかひとつ合い中にあいがありましたね。町の工業団地の話がありまして、工業団地にどうでしょうかということで、あの一帯が工業団地の予定地になりましたもんね。予定地になって、印鑑を押したしそいじゃみなさんも一緒に買ってもらうねと。それも甘い考えで、町から購うてもらったら、書類関係のことは、いらんかなて頭にあったですね。そう言ういきさつで現状の今の土地になってしまいました。そういうことです。以上です。

議長

ただいま、〇〇さんの方から報告してもらいましたが、これから質疑を行ないません。質問、意見はありませんか。

委員

周りが田と書いてあつてんが、どういう現状なんですか。

議長

事務局の説明を御願います。

本人(植松)

この道路はですね、普通より下げてあつてもんね。道路が。というのは、大雨の時、ここが40cm~50cm大雨の時あふるとですよ。そいで、あふれる田んぼの中にこちに流れてくつとですよ。道路としては、こちんほうに水が流れんごとということで、役所の方から聞いとつとは、わざと下げてますということでした。道路のこちに水をやりたいということですよ。今回の水でも、これをオーバーして流れてきました。

議長

他に質問ないでしょうか。

委員

よかですか。現在、申請されたということですけど、どういうことで気づかれたわけですか。こりゃ農業委員会に出さないかんばいていう気づきは。いつ

されたんですか。

本 人 農業委員会に
委 員 こい申請せんばいかんばいていうこと。なんか事業をまた別にやろうと思うて気遣いをされたんですか？

本 人 いや、そういうことはなかですよ。はい。事業をするじゃなくて、太陽光をするということで、土地を手放すと、もう土場関係がいらんけんがですね。今の現状では、はい。で、〇〇氏の方が来てもらって農業委員会に通さんばいかんねということで・・・

委 員 そこでわかったんですか

本 人 現状ですよ

議 長 ほかにありませんか

委 員 生コンをコンクリートを入れて、そいぎほとんど中は、コンクリートで全部しまっしょうととつとですか。

本 人 10cmぐらいちょこちょこ入れとつとですよ。

委 員 そしたらですよ、あと太陽光にするといいいよんさつとでしょ。そしたらどういう施行方法、コンクリートを全部剥がして、高めたいとかは、なんとかは、水のこっちゃん入ってくっついていいよんさつけんがまっとう嵩上げて、その太陽光を設置すつとですか。

本 人 太陽光の設置は私ではないんですよ。土地を売却しますので、太陽光をする会社の人がですね。しかし、私としては、そのままの現状でしてもらおうことが頭の中にあります。

委 員 そしたら、水のまた入ってくつとじゃなかですか。

本 人 水ははけくちですもんね。そのままの状態にしとって、太陽光を上げてもらわんばしょうがなかでしょうね。太陽光の足を上げてもらわんば。

委 員 今年の大水でもそぎゃんやっで浸かってしもうたていいよんさつとに、そぎゃんやっでくつとかなあ。簡単にでくつとかなあて思うて。

委 員 よかですか。その下に太陽光をしてあつですもんね。だいたいですね、20cm～30cmぐらいはきよつとですよ。というのは、わかるのは、そこに全部あくたのたまつとけんですね、それ以前に足は上げてあつたけんが、太陽光自体には影響ないと。今回のこの下に太陽光の申請もあつたし、下の方にも太陽光は設置ばしちやつたです。そいけん、まあ現状でも問題はないかなと太陽光もしてもですね。は思っではおります。ま、つかりはすつとですよ20cm～30cmはどがんにしても。そういった下の太陽光の現地では、現地でありました。あとも太陽光もあつとばつてんがですよ、その写真を見ればやっぱい30cmぐらいは水がくつとですね。

議 長 ほか、ご質疑ないでしょうか。はい、どうぞ

委 員 今さっき、峰委員が質問されたことに対する回答は、周りの水田は今の状況どがんなつとつとですかということですが。

事務局 先ほどの質問ですが、周りは耕作放棄地です。

委 員 耕作放棄地ね。そしたら、周り一体的に太陽光をされるんですか。

本 人 ええとですね。裏の方になります。写真の北側になります。

委 員 一体的にされるということですね。

本 人 そうですね。ほんの下にもですね。ええとどれくらいですかね。7 畝ぐらいあつてすもんね、この下に、そこも今、大阪に在住ですけども、太陽光をしたいので、借地はできんでしょうかという問い合わせもありました。それはもうことわりました。

議 長 他に、ないですか。ないようですので、採決に入ります。

委 員 待って下さい。採決は、出られてからがいいじゃないですか。

議 長 そうですね。

本 人 ありがとうございます。

委 員 あのう、今、採決でいいよんさつですけど採決が通らんらった場合はどういうことになるんですか。この土地じたいは。普通の雑種地でなかですけど、コンクリートば10 cmも何cmも打ってていいよんさつけんが、そいば全部撤去してしもうてから、そのうもう田んかにはならんでしょけど畑ぐらいいん変更して、それからのあれになるんでしょうか。

委 員 いいやでしょ。今の現況で。

委 員 だめていうないば、きゃつかですよ。

委 員 もうそいだけですか。

委 員 そいだけですよ。

委 員 そいけん、農業委員会は通らんやっただいことにはですね。

委 員 そういことですね。

委 員 よかですか。基本的に今回、本人さんに来てもろうたとはですね、ただたん申請で代償人さんがきてもですね、意味がわからんやっただいわけですよ。やはり、その始末書もつけて、本来なら現況復旧が基本なんですよ。そのために、始末書を出したよとで本人さんの説明もやはり聞かかったときの方がですね、その時の班の意見やっただいことですよ。そいで、今回、本人さんが来て、こういった説明を聞きたいと基本的にはですね。そいが一番の本人さんが来てもらって、説明をしていただいたところです。で、始末書だけ出せば代償人さんでよかくさんと言ふことじゃいかんやろいこと、本人さんと呼んで、そのへんのいきさつを聞こういこと、本人さんに来てもらって説明をしてもろうたところです。以上です。

局 長 先ほど、申請者の方からですね、太陽光発電の話が出まして、事務局も実は今聞いた話で、非農地転用、非農地証明願いが通った後、太陽光とは一切これまで説明はあつてない話であります。一応補足しておきます。

委 員 たしかにね

委 員 売却でいいよんさろ。土地を売るでいいよんさつでしょ。買うた人がまた、申請ばせんばならんごとなつかな。

委 員 非農地証明すつぎ もう

委 員 もうなかです。雑種地になつてしまふけん。説明ば本来なら今までしとくないばよかつたろうばつてんですね。

委 員 昨年7月から同じ農業委員といことであつとばつてん、書類の中にちょいちょい始末書つきていような文言書類があつたいね。〇〇さんとも始末書つきてあつとばつてん

、今日の始末書つきの方を来てもらったばってん、もう凡例が凡例ですから、こういうことないばかならず委員会に出席して説明をしてもらうというようなことが平等性にならないかと感じのすつとばってん。

委員 委員会じゃなくしてですよ。現場にですね。現場に。現場で説明を受けとんないよかったですよ。

委員 はい、わかりました。

委員 やっぱい、基本的にはですね、始末書つきやっぎ本人さんが来て説明するのが本来の姿だろうと思ってました。

局長 すみません。もう一点補足です。私が事務局から聞いているのはですね、本人さんがまず、来られてなかったという点と、もうひとつは、代償人さんが説明がいきられなかったと。代償人さんが十分な説明が出来ればですね、当日の審査班の方も納得されたと思うんですが、代償人の方も説明が出来ない状態で、本日この総会に出てきていただいたというふうに聞いております。

委員 そいけん、この際ばってん買う人にもこちらの要望をね申し出んばいかんとじゃなからうか。売却してしまいさっぎもうこちらもなんていうことなかっていうことであればさ。非農地証明をまず却下して、もういちど、太陽光を設置される方と買う人を呼んで、やっぱいせんぎいかんとじゃなからうか。

議長 ひとつ私が思うのは、農地の横をですよ、用水路みたいのはないのかなあとと思ってですよ。

委員 排水路はあります。

議長 排水路はある。道の横に排水路はあります。おそらく、昔からの田んぼのかけ流しですから、用水関係はどがんなつとかなあと。

委員 今の道ですね、こっちから行って西村さんの方に両方に水路のあつてもんね。排水路は。

委員 ライスセンターがあつて、下つたところ。下つとつたよね。

議長 用水路があればいいと思います。

委員 あそこに、下の方に見えよるとが排水路ですよ。

委員 一番低つかとこ

委員 一番低つかとこじゃあつです。

委員 そいけん、田としてもゆつたんぼやつたと思いますよね。あいどん、活用される方がまた、逆にいいもあつし、太陽光でまあいいじゃないですかね。

局長 今回の申請により非農地証明願いが許可された場合はですね、証明をもってですね法務局で地目の変更をなされると思います。予想する所では、雑種地になるものと、雑種地になって民間と民間の売買になりますと、農業委員会の法律では特段申しのべる機会はないということになってまいります。

議長 今、事務局から説明で、農業委員会からはいわれないということでもありますけども。

委員 後一ついいですか。今、私が質問した時にそこばっかいじゃなく下の田んぼも含めたところで、太陽光を計画したていうような言い方をされた。その申請はあつてないわけ

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。

貸付人は 中通の ○○○○ 様、

借受人は 牛坂の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 城山 ○○○番○、地目は田、面積は539㎡、
利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成25年1月10日から令和5年1月9日までで、

解約理由は、借受人の変更ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。

貸付人は 三坂の ○○○○ 様、

借受人は 長谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 石丸田 ○○○番 他1筆、地目は全て田、
面積は合計で846㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成24年12月1日から令和4年11月30日までで、

解約理由は、借受人が高齢により田の管理が困難ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
事 務 局 整理番号4番です。

貸付人は 福岡県糸島市の ○○○○ 様、
借受人は 長谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 ^{うすのとう} 白ノ塔 ○○○番○ 他1筆、地目は全て田、
面積は合計で510㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成29年6月1日から令和4年5月31日までで、
解約理由は、借受人が高齢により田の管理が困難ということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長 異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 それでは、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
事 務 局 整理番号5番です。

貸付人は 下童の ○○○○ 様、
借受人は 大牟田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 大牟田西 ○○○番、地目は田、
面積は1,019㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。
期間は令和元年6月1日から令和3年5月31日までで、
解約理由は、借受人が死亡のためということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委 員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号5番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号6番です。

貸付人は ^{みなみかみ} 南上の ○○○○ 様、

借受人は ^{みなみしも} 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 ^{こぶか} 小深 ○○○番○ 他1筆、地目は全て田、
面積は合計で2,013㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成26年12月1日から令和元年11月30日までで、
解約理由は、農地法第3条による所有権移転のためということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号6番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号7番です。

貸付人は 南上の ○○○○ 様、

借受人は 南上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 小深 ○○○番○ 他2筆、地目は全て田、
面積は合計で2,917㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米です。
期間は平成30年5月10日から令和元年11月30日までで、
解約理由は、農地法第3条による所有権移転のためということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号7番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

それでは、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。
整理番号8番です。

貸付人は 南上の ○○○○ 様、
借受人は 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 ^{はすだ} 蓮田 ○○○番○ 他2筆、地目は全て田、
面積は合計で2,577㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は平成27年11月1日から令和2年10月31日までで、
解約理由は、農地法第3条による所有権移転のためということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号8番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

事 務 局

それでは、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。
議案書6ページ、整理番号9番です。

貸付人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、
借受人は 三ヶ崎の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 二本柳 ○○○番○ 他1筆、地目は全て畑、
面積は合計で374㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は野菜です。
期間は平成27年1月6日から令和17年1月5日までで、
解約理由は、生前一括贈与手続きのためということです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号9番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号10番です。

貸付人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、借受人は 三ヶ崎の ○○○○法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番 他3筆、地目は全て田、面積は合計で7,930㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年6月1日から令和7年5月31日までで、

解約理由は、生前一括贈与手続きのためということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号10番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号11番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号11番です。

貸付人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、

借受人は 佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 一本松 ○○○番 他3筆、地目は全て田、

面積は合計で7,930㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年6月1日から令和7年5月31日までで、

解約理由は、生前一括贈与手続きのためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号11番については、原案のとおり承認することに決定しました。

可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 下野の ○○○○ 様

所在地は、大字下野 二本松 ○○○番、地目は畑、面積は215㎡。

譲渡理由は労力不足によるもの、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり100,000円、全体で21,500円です。

図面は12ページから13ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 下岩屋2区の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく下岩屋2区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 一ノ坂 ○○○番○、地目は畑、面積は286㎡、

譲渡理由は労力不足によるもの、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり4,895,105円、全体で1,400,000円です。

図面は14ページから15ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 南上の ○○○○ 様、

譲受人は 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、9ページの別紙①に記載のとおりで、

大字大草野 小深 ○○○番○ 他7筆、地目は全て田、

面積は合計で7,507㎡です。

譲渡理由は経営規模縮小によるもの、譲受理由は経営規模の拡大のためです。売買価格は物納で、反当たり年20kg、全体で年に150kgを10年間で

す。図面は16ページから20ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

整理番号5番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 三ヶ崎の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく三ヶ崎の ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 二本柳 ○○○番○ 他5筆、地目は田と畑、

面積は、田が合計で7,930㎡、畑が合計で374㎡、

総合計で8,304㎡です。

譲渡及び譲受理由は生前一括贈与のためです。

図面は21ページから24ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

がないだろうかということでその場は終わっております。みなさんの意見としては、以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

中島委員どんなでしょうか。

委員

たしかに、表面の分の平地の分だけですたいね。後の29ページの図面を見てもらうと、ほんな後の法の分はひねらないと。今の平坦の分だけを太陽光するということでしたので、まあはたしてそいでよかかなあという気もしましたが、もともとここは、みかんの植わったと思うですもんね。そいけんが、整地してから平地だけの太陽光設置という考えかただと聞いておりました。完了届を見てしてもいうはあったいね。完了届を見に行った時にですね。

委員

まあ、現状はですね、やばかこのあつとですよ。そいけん、どういう整地をしんさろうかな。そいから、雨水がどういう流れのあろうかなあ。

議長

この件に関しては、平地になした時点で、確認をするということで事務局もよかですかね。

事務局

ちょっといいですか。ここの太陽光の設置パネル分はですよ、今平地になったところにしかつかない状態です。

委員

そいけん、その平地がどこからどこまでが太陽光ですよ。

事務局

もう、あれからちょっとしか広ががらんですもんね。あのサイズを図ってパネルの部分が1,400ちょっとあるとですけど、そこの部分しかパネルはのりません。後の傾斜の法面と谷の部分は一切この状態で、さわらないそうです。地崩れ等の問題があるということで、もうさわらないほうがいいということだったので、平地の部分のみの太陽光パネル設置と聞いております。

委員

そういう状況の中での検証やったわけですね。

委員

なかなか、現地の現状が見れんということでしたたいね。もう藪ってしもうて。

委員

地元の委員でやっぱい開いたところで再確認をしてもろうて・・・

委員

ここは、太陽光が324枚で49.5キロということでした。そいけん、そぎゃん広かあいではなかもんね。

議長

周りはフェンスがつくとやろ

事務局

はい、この写真からちょっと広がるぐらいでもうあとはすぐ傾斜になっておるんで、平になっている部分のみの設置です。

議長

平地、レベルになった時点ですよ、確認をするごとしましょうか。せんでよか。地元の委員さんでも同行してもろうても。

事務局

申請書は副申するごとなつとんけんですよ、どういう意見が出たということで、附して県に出さんばいかんとですよ。それは、出してもよかですか。

議長

ただ、現地だけ確認をすると・・・それでいいでしょうか。

委員

修正じゃなかけど、どっか工事せないかんとこがあれば工事をしてもらうと

か、どはをもうちかつと叩いてかためてもらうとか。

委員

それは、採決をしてからの話、採決しないと、そのへんはどがんなつとですか。

事務局

賛成が出なくても副申はします。ただここは、通過点なので、どういう意見が出たというのを意見として出すだけの問題になります。

議長

この件に関しましては、地元の委員さんの立ち合いで確認をするということでもいいでしょうか。

委員

地元というぎおいのう。私も申請のあったけん野暮の時見に行って、見た目は〇〇さんが押してくいとったけん、みようかったばってんが、あそこは、丘の頂上でしょうが、100ミリ降ったけんて言うても、10センチでしょうが、よそからの流入は一滴もなかとこやっけんが、さほどね谷つくって水が流れるような、100ミリ降ってもよ1時間さほど被害はないと判断はすっわけです。頂上やっけん。と思います。あいどん、現地を確認をいたします。

議長

宜しく申し上げます。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 堤ノ上の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 大分市の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字久間 藤原 〇〇〇番、地目は田、面積は393㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置用地。

事由は、申請地は耕作放棄地となっている。今後の農地の維持・管理が困難であり、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東は田、西は山林、南は道路、北は山林・田です。

売買価格は、反当たり1,272,265円、全体で500,000円です。

図面は30ページと31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

地域担当

この図面で、写真で黒くしてあっです、こいだけですけども、一応左側のところをまっすぐなつとつばってん、登記上は、引っ込んだごとしとつつけん、

一応口約束でまっすぐしてあっけん、法的手続き上は、農業委員会事務局が出された字図のごうとがほんな図面と思いましたが、法的手続き上はですね、そういうふうにまっすぐなっていない、こういうふうになっているということで、そいでよかくさんてなっぎよかばってん、買うたひとがいろいろ売った人とトラブルにならんごとせんばならんし、正常な状態じゃなかなあと思いますので、そこでも、現地確認で話しよんさったけん、そのへんはどうかかなと思っています。しかし、こういう太陽光設置されるような野暮が解消されて、周囲の農業に影響はなくてそれはよかと思えますけども、口約束の直線で図面上はまがっているところはいかがでしょうか。以上です。

議 長
班 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

ええと、太陽光の発電地の所はですね、今いわれたように問題ないと思います。ただし、図面を見れば、そのちょっとトラックの所を見せてくれんですか。あすこのトラックの先は、ねぎ団地です。でそこの入り口はですね、図面のように、道の方に田の地権者の土地が入っております。で、話を聞けば手前に石垣をきれいに積み上げていらっしゃいますので、その石垣の調整でですね、土地の分はやって交換してあると聞いております。ただし、その登記上の手続きがなされてないということを知っておりますので、特に問題はないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

譲渡人は 北下久間の ○○○○ 様、

譲受人は 福岡市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 藤原 ○○○番 他1筆

地目は田、面積は合計で1,745㎡、農地区分は第2種農地、

用途目的は太陽光発電設備設置用地。

事由は、申請地は休耕地となっており、太陽光発電事業を計画するに当たり同申請地が条件に適している。以上のことにより、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東西は田、 南は水路、 北は田・畑です。

売買価格は、反当たり601,719円、全体で1,050,000円です。

図面は32ページと33ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

今、さっきもあった所と、〇〇さんの非農地扱いの所と、ちょっとはなれた所
にあり、隣には佐賀シールの入り口の所に太陽光パネルがはまっております、
この辺非常に荒地化しております、この〇〇さんの二筆を太陽光発電の方で
すね。売りたいというふうなところですね、申請が出とつとつとですが、周辺にで
すね迷惑がかからんというふうなことはあります。そういうことです。以上です。

議 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

説明があったとおりですね。特に問題はないと思います。左側には太陽光が
設置してあるし、この団地としてもまた、次の議題にあがりますが、継続
したところの太陽光の設置でございますので、特に問題はないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号4番です。

譲渡人は 北下久間の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 長崎市の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字久間 藤原 〇〇〇番

地目は田、面積は824㎡、農地区分は第2種農地、

用途目的は太陽光発電設備設置用地。

事由は、申請地は休耕地となっており、太陽光発電事業を計画するに当たり同
申請地が条件に適している。以上のことにより、太陽光発電設備設置用地として
転用したいということです。

東は山林、 西は山林・田、 南は田、 北は田・山林です。

売買価格は、反当たり606,796円、全体で500,000円です。

図面は34ページと35ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

ここも図面を見てもわかりますように、この辺は圃場整備が出来ていない水田
で、排水条件も悪いというようなことで、小作人もいないところで、ほとんどが
荒地化しているというふうな状況下でございます。この筆も〇〇くんが太陽光

にしたいというふうなことでございます。周辺には影響はないかと思っております。以上です。

議長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班長

これは、先ほどの整理番号3番の隣接した所の場所でございます。ただ、問題は、3番も4番もですね水路をどういうふうな形で河川に流すかということをやっと問題と思えますけれども、その他は問題はないと思えます。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書26ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 冬野の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく冬野の ○○○○ 様、

所在地は、大字久間 一本松 ○○○番○

地目は畑、面積は250㎡、農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場用地。

事由は、申請地は休耕地である。同申請地の北側に譲受人の住居があり、住居増築に伴い駐車場が不足するため駐車場用地として転用したいということです。

東は畑、西は畑（現況：宅地）、南は道路、北は畑・道路です。

売買価格は、反当たり4,000,000円、全体で1,000,000円です。

図面は36ページと37ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

これはあの冬野の堤がありますけれども、冬野の堤の横しの所に幹線道路が走ってますけれども、その旧道のところですけども、ほんの真上は団地になってます。貞島さん宅が増築をしたいと、車があると、駐車場がないと吉田さんにですね、土地を相談されたところいいというふうなことで、農地関係にはなにも問題ないというふうなことに思っております。以上です。

議長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班長

ええと、写真を見てもらえばわかるように、周囲が団地化されております。特に問題ないと思えます。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号6番です。

譲渡人は 下野の ○○○○ 様、

譲受人は 下吉田の ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様、

所在地は、大字下野 二本松 ○○○番 他1筆、

地目は全て田、面積は合計で726㎡、農地区分は第1種農地、

用途目的は住宅型有料老人ホーム建設用地。

事由は、譲受人はデイサービスと宅老所の各事業を下吉田区で営み、事業拡大により申請地と同時利用地（雑種地）9筆を含んで、有料老人ホーム建設用地とするために転用したいということです。

東は原野・畑、 西南は道路、 北は原野・畑です。

売買価格は、反当たり964,187円、全体で700,000円です。

図面は38ページと39ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

申請地はですね、斜線の方ですが、隣にですね雑種地になっている広場がありましてですね、斜線の部分が雑種地よりも少し下がった田現況は田です。ここを盛り上げて一緒の高さにしてから託児所を造りたいという申請です。排水はですね、山際にずうと大きい排水路がありましたもんですから大丈夫と思います。宜しくお願いします。

議 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

班 長

説明があったとおりですね。あのおこの水路にいかにして高める時に排水をするかが問題のひとつだと思います。もうひとつは、あのお心配したのが、取り付け道路が非常に狭いということです。土地まで行くまでのですね。で、災害が起きたときには、大変じゃなかろうか、もうひとつは消防車の登りきるやろうかていろんな心配をしております。特に、老人ホームということですね、救急車あたりその他出入りが激しいと思いますので、道路の整備が大変じゃなかろうかという感覚でその場は帰ってきております。特に他は問題ありません。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

よかですか。今、ここの農地は1種て言うたやろ。1種ですか。別に圃場整備ばしとらんとも1種になつと

事務局 広がりだけの問題ですので
委員 広がりていうぎどの広がり
事務局 申請地から右側の方に茶畑が広がっておりますので、この広がりから見て1種ということで判断をしております。
委員 1種でぎゃんとこの農地転用のおりたね。1種はおりらんでいいよったじゃなかかにあ。
事務局 太陽光はまずむりです。
委員 太陽光は無理
事務局 住宅の集落接続て言う感じで出来るのは、宅地に転用の場合だけです。
委員 1種・2種はこっちで決むっとじゃなかる
事務局 県と協議しながら1種・2種
委員 そうですか。1種はおどま圃場整備したところが1種かなて考えればもったったけんですよ。はい、わかりました。

議長 他にありませんか。
推進委員 私のほうからもよかね。私もですね、同行して見ましたけど、まず、森委員が言われましたように道路が狭い、37名から40名収容するのにね、あの道じゃ狭かて思います。そして、もうひとつはですね、入り口の周辺の人同意を得ているかと、ちょっと確認したいと思います。いかがですか。
事務局 申請を受け付ける時に、地元区長さん、生産組合長さん、推進委員さん、農業委員さんという承諾はまずとってもらいます。隣接農地の居宅も隣接すればとってもらおうとですけど、その方の同意書もあります。周辺の方の同意はとってもらってっております。工事に入る前には、またたぶん周辺にあいさつにはいかれるということ聞いております。

議長 他にありませんか。
委員 「無し」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....
議長 次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号7番です。
譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、
譲受人は 三坂の ○○○○ 様、
所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○、
地目は畑、面積は165㎡、農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅用地。

事由は、譲受人は現在三坂区で酒店を営業しているが、買い物等の不便がなく、高齢でも暮らしやすい場所への転居を希望しており、申請地を一般住宅用地として転用したいということです。

東は宅地、西は宅地・道路、南は宅地、北は道路です。

売買価格は、反当たり30,248,485円、全体で4,991,000円です。

図面は40ページと41ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

山口智佐代委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

区画整理区域なので問題はないと思うし、またスーパーマルキョウ、ドラモリも近くにあるので問題ないかと思えます。どうかよろしく申し上げます。

議 長
班 長

それでは、森班長、審査結果の報告をお願いします。

私も問題ないと思えます。以上です。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

整理番号8番です。

譲渡人は 大野原の ○○○○ 様、

譲受人は 佐賀市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様、

所在地は、大字岩屋川内 ^{さんじょう} 三丁 ○○○番○、

地目は畑、面積は963㎡、農地区分は第2種農地、

用途目的は太陽光発電設備設置用地。

事由は、申請地は遊休農地であり、今後も耕作の見込みがないため、太陽光発電設備設置用地として転用したいということです。

東は水路、西は畑（現況：宅地）、南は田、北は道路です。

売買価格は、反当たり302,181円、全体で291,000円です。

図面は42ページと43ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

杉崎委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

ただいま、事務局からお話があったとおりです。ただ、ここは、図面を見てもらえばわかると思えますけど、現況とちょっと違うところがありまして、図面は下の方でいわんばですかね、朝日徳好さん方にちょっと少しでっばってますけど、現況はまっすぐなっているわけです。それで、こないだ日曜日の方に両○○さん

